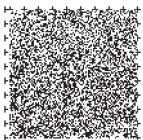


資料編

1 バリアフリーマスタープランの策定経過

| 年 | 開催日など | 内容 |
|-----------------|-----------------|---|
| 令和2年 | 1月28日 | 福島市地域公共交通活性化協議会 市民アンケート調査票（案）等 |
| | 3月30日～ 4月30日 | 市民アンケート調査の実施 対象者：市内在住者5,000人（地区、年齢別 按分で対象者抽出） 回答者：2,196人（回答率43.9%） |
| | 4月21日 | 福島市地域公共交通活性化協議会（書面） 策定イメージ等 |
| | 7月 2日 | 福島市地域公共交通活性化協議会 市民アンケート結果、骨子案提示等 |
| | 7月20日 | 庁内連絡会議 |
| | 10月 9日 | 庁内連絡会議 |
| | 11月18日 | まち歩き点検（土湯温泉地区、高湯温泉地区） |
| | 11月19日 | まち歩き点検（飯坂温泉地区） |
| | 11月26日 | まち歩き点検（中心市街地地区） |
| | 12月 9日 | 障がい者団体等とのワークショップ |
| | 令和3年 | 1月15日 |
| 2月 8日 | | 庁内連絡会議 |
| 2月17日 | | 庁内連絡会議 |
| 2月19日 | | 福島市地域公共交通活性化協議会（書面） 素案の案、概要版の提示 |
| 2月25日～ 3月25日 | | パブリックコメントの実施 |
| 5月21日 | | 庁内連絡会議 原案、概要版の決定報告 |
| 5月21日 | | 福島市地域公共交通活性化協議会（書面） 原案、概要版の決定報告 |
| 6月11日 | | 市議会建設水道常任委員協議会報告 |



2 福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）の第6条第1項の規定に基づき、地域の実情に即し持続可能な地域公共交通網の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）及び同法第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び実施に関する協議を行い、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の作成に関する協議を行うため、法第24条の4第1項の規定に基づき、福島市バリアフリーマスタープランの策定を行うため設置する。

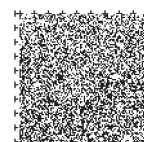
(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福島市五老内町3番1号（福島市役所内）に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (3) 網形成計画及び再編実施計画の策定及び変更の協議に関すること
- (4) 網形成計画及び再編実施計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること



- (5) 網形成計画及び再編実施計画に位置づけられた事業の実施に関するこ
と
- (6) 総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関すること
- (7) バリアフリーマスタープランの策定及び変更の協議に関すること
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に定める者で組織し、福島市長が委嘱する。

- (1) 福島市長又はその指名する者
- (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が
指名する者
- (7) 市民又は利用者の代表
- (8) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (11) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (12) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (13) 福島県の関係行政機関の職員
- (14) 学識経験者
- (15) 福島市長が必要と認める者

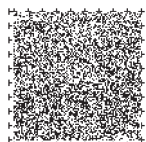
(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期
は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は委員の互選により定める。



- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意で決する。
- 5 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 会議は書面にて協議することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

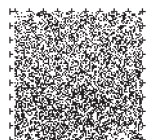
(分科会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(地域分会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて、地域ごとに地域分会を設置することができる。



- 2 地域分会は、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者、その他必要と認められる者をもって構成する。
- 3 地域分会において協議が調い、原則として地域の関係者間の同意が得られた事項について協議会に提案することができる。

（事務局）

- 第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、福島市都市政策部交通政策課に置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

- 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監事及び監査）

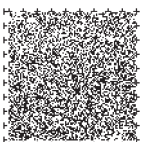
- 第14条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。
- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（協議会が解散した場合の措置）

- 第15条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関し必要な事項は別に定める。

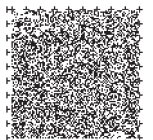


附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月14日から施行する。
- 2 福島市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。
- 3 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱は廃止する。

附 則

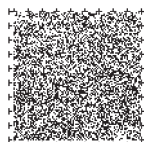
- 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。



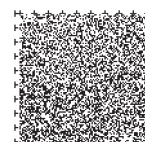
3 福島市地域公共交通活性化協議会委員名簿

福島市地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和3年 2月25日現在）

| | 団体・機関名 | 役職 | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|----|---|---------------|----------------------|----------------|-----|
| 1 | 国立大学法人 福島大学 経済経営学類 | 准教授 | よしだ いつき 吉田 樹 | 学識経験者 | 交通 |
| 2 | 福島市いきいき共生推進委員会 (福島学院大学 福祉学部福祉心理学科 教授) | 会長 | えんどう としみ 遠藤 寿海 | | 障がい |
| 3 | 国立大学法人 福島大学 経済経営学類 | 特任准教授 | ながの ひるかず 長野 博一 | | 障がい |
| 4 | 東日本旅客鉄道株式会社 福島支店 | 支店長 | すずき よしつぐ 鈴木 吉嗣 | 公共交通 事業者 | 交通 |
| 5 | 阿武隈急行株式会社 | 代表取締役 専務 | にいげき かつぞう 新関 勝造 | | 交通 |
| 6 | 福島交通株式会社 福島支社 | 執行役員福 島支社長 | ちはら みのる 茅原 稔 | | 交通 |
| 7 | ジェイアールバス東北 株式会社 福島支店 | 支店長 | しょうじ ゆういち 庄司 勇一 | | 交通 |
| 8 | 有限会社 カネハチタクシー | 代表取締役 | せきぐち ふみお 関口 富美男 | | 交通 |
| 9 | 公益社団法人 福島県バス協会 | 専務理事 | ししど しんいちろう 穴戸 紳一郎 | 事業者団体 | 交通 |
| 10 | 福島県タクシー協会 | 県北支部長 | おおむら まさえ 大村 雅恵 | | 交通 |
| 11 | 福島地区タクシー協同組合 | 理事長 | にしじょう かつとし 西條 勝敏 | | 交通 |
| 12 | 私鉄福島交通労働組合 福島支部 | 支部長 | くにしま あきら 国嶋 章 | 運転者が 組織する団体 | 交通 |
| 13 | 全国自動車交通労働組合 連合会 福島地方本部 | 書記長 | おおつき まさよし 大槻 政好 | | 交通 |

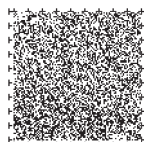


| | | | | | |
|----|-----------------------------|---------------|--------------------|--------------|-----|
| 14 | 福島市町内会連合会 | 副会長 | わたなべ ながお 渡部 永夫 | 市民の代表 | 交通 |
| 15 | 福島市老人クラブ連合会 | 会長 | すずき やすお 鈴木 泰雄 | | 交通 |
| 16 | ふくしま市女性団体 連絡協議会 | 会長 | おざわ かずえ 小澤 和枝 | | 交通 |
| 17 | 社会福祉法人 福島市社会福祉協議会 | 常務理事 | みうら たつお 三浦 辰夫 | | 交通 |
| 18 | 福島市手をつなぐ親の会 | 理事 | あらかき さちこ 荒木 幸子 | 障がい者 関連団体 | 障がい |
| 19 | 福島市視覚障がい者福祉協会 | 会長 | むとう えいじ 武藤 永治 | | 障がい |
| 20 | 福島市聴覚障害者協会 | 会長 | にしやま ひでゆき 西山 秀幸 | | 障がい |
| 21 | (公財) 福島県障がい者 スポーツ協会 | 書記 | ましこ めぐみ 増子 恵美 | | 障がい |
| 22 | NPO法人 ふくしまバリアフリ ーツアーセンター | センター長 | さとう ゆかり 佐藤 由香利 | | 観光 |
| 23 | 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 | 副所長 | おく ゆたか 奥 豊 | 道路管理者 | 交通 |
| 24 | 福島県福島警察署 | 交通第一 課長 | うえの やすし 上野 康志 | 都道府県警察 | 交通 |
| 25 | 福島県福島北警察署 | 交通課長 | みずの ひろゆき 水野 弘幸 | | 交通 |
| 26 | 国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局 | 首席運輸企 画専門官 | こしと すなお 越戸 直 | 関係行政機関 | 交通 |
| 27 | 福島県県北建設事務所 | 管理課長 | おの だ まこと 小野田 慎 | | 障がい |
| 28 | 福島県県北地方振興局 | 県民環境 部長 | にへい ひろゆき 二瓶 広之 | | 交通 |
| 29 | 福島市立福島養護学校 | 教頭 | やない よしふみ 箭内 吉文 | | 教育 |
| 30 | 福島市健康福祉部 | 部長 | やまだ ひとし 山田 準 | | 障がい |
| 31 | 福島市都市政策部 | 部長 | えんどう のりお 遠藤 徳良 | | 交通 |



4 用語解説

| 用語 | 解説 |
|-------------------|--|
| 異種鳴き交わし方式（音響式信号機） | 横断歩道の両端から交互に違う音を出すことで誘導性を高めた音響式信号機です。 |
| 移動等円滑化 | 高齢者、障がい者等の移動又は施設等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性および安全性を向上することです。 |
| 移動等円滑化促進地区 | 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行なわれる地区、生活関連施設および生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区、バリアフリー化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区のことです。 |
| 心のバリアフリー | 様々な心身の特性や考え方もつすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。 |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障がい者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状または線状の突起のついたブロックのことです。 |
| スパイラルアップ | 「評価・点検」とそれを踏まえた「改善・改良」を繰り返し続けることで、継続的に向上させる仕組みのことです。 |
| 生活関連経路 | 生活関連施設間を連絡する移動経路のことです。 |
| 生活関連施設 | 高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設などのことです。 |
| 多目的（多機能）トイレ | 車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなど乳幼児対応設備を備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障がい者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレです。 |
| 低床バス | 車いす使用者や高齢者などが容易にバスの乗降ができるよう配慮した、床の高さを低くしたバスです。 |



| | |
|-------------------|--|
| バリアフリー推進 パートナー | バリアフリーの推進に関する市の取組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のことです。 |
| バリアフリー推進 パッケージ | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技を契機にバリアフリーニーズを掘り起こしながら、地域や施設のバリアフリーを推進するバリアフリーマスタープランと連携し、官民一体でソフト・ハード両面のバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指す。また、この行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことを目標として市が取り組む事業のことです。 |
| ピクトグラム | 言語に制約されずに、視覚的に何らかの情報や注意を伝達するための絵文字のことです。 |
| ユニバーサルデザイン | 年齢や性別、身体能力、言語などの違いに関わらず、初めからすべての人が使いやすいように、建物や製品、サービスなどを計画、設計しようとする考え方です。 |

